○防衛省告示第百四十一号

海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成三十年六月二十五日

防衛大臣　小野寺五典

期間　平成三十年七月一日から同年八月三十一日までの間、〇七〇〇から一七〇〇まで。

ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　百里沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一二、一九二メートルまでの間

(ア)　北緯三六度〇五分〇〇秒　東経一四一度二〇分四八秒

(イ)　北緯三六度三八分三六秒　東経一四一度二〇分四八秒

(ウ)　北緯三六度四〇分四三秒　東経一四二度一〇分四六秒

(エ)　北緯三六度〇九分五九秒　東経一四一度五九分五二秒

(オ)　北緯三六度〇五分〇〇秒　東経一四一度四六分〇四秒

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○東北地方整備局告示第百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成三十年六月二十五日

東北地方整備局長　津田　修一

その関係図面は、平成三十年六月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

一　道路の種類及び路線名　一般国道　四十六号

二　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成三十年七月二日

占用を制限する区域	図面縦覧場所
仙北市田沢湖生保内字船場向無番から同市田沢湖刺巻字刺巻一〇五番二まで	東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所
秋田市河辺和田字下石川一八六番から同市河辺和田字和田一四五番五まで	〃
十三号及び四十六号	〃

○防衛省告示第百四十二号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成三十年六月二十五日

防衛大臣　小野寺五典

期間　平成三十年七月一日から同年八月三十一日までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。

ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　三沢沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度一〇分四七秒

(イ)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

(ウ)　北緯四〇度四四分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

(エ)　北緯四〇度二四分一〇秒　東経一四二度三二分四七秒

(オ)　北緯四〇度二四分一〇秒　東経一四二度一三分四七秒

その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○東北地方整備局告示第百五十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成三十年六月二十五日

東北地方整備局長　津田　修一

その関係図面は、平成三十年六月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
郡山市田村町栃本字谷地二八六番一から同市田村町栃本字龍ヶ馬場一三三番一まで	前	一五・二一～二八・一三メートル	〇〇・二五六キロメートル
	後	一五・二一～二五・六九メートル	〇〇・二五六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局郡山国道事務所

○東北地方整備局告示第百五十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年六月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

東北地方整備局長　津田　修一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十九号	郡山市田村町栃本字谷地二八六番一から同市田村町栃本字龍ヶ馬場一三三番一まで	東北地方整備局及び同局郡山国道事務所

供用開始の期日　平成三十年六月二十五日

○北海道開発局告示第百二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年六月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　和泉　晶裕

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五号及び二百七十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道岩内郡共和町ワイス三七二番一地内	前	四八・四五～九三・八六メートル	〇〇・〇七二キロメートル
	後	四八・四五～九二・八〇メートル	〇〇・〇七二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

○北海道開発局告示第百三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年六月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　和泉　晶裕

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百二十九号及び二百七十六号	北海道寿都郡寿都町字矢追町七〇八番四地内（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北海道開発局及び同局小樽開発建設部

供用開始の期日　平成三十年六月二十五日